藤枝市認定ビオトープ支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、増進活動を充実させ、市民の生物多様性への関心の向上を図るため、藤枝市認定ビオトープの管理団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第２号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の意義は、藤枝市認定ビオトープ事業実施要綱（令和８年藤枝市告示第94号。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

⑴　生物保全型認定に係る事業　藤枝市認定ビオトープにおける希少な動植物又は藤枝市保全対象郷土種を対象として、生態系の保全及び生息又は生育環境の維持管理に関する取組をいう。

⑵　環境教育型認定に係る事業　藤枝市認定ビオトープにおける環境学習、体験活動その他環境教育に関する取組をいう。

（補助対象者）

第４条　補助の対象者は、次に掲げる事業ごとに、当該各号に掲げる者とする。

⑴　生物保全型認定に係る事業　実施要綱第５条に基づき生物保全型認定又は総合認定を受けた藤枝市認定ビオトープの管理団体等とする。

⑵　環境教育型認定に係る事業　実施要綱第５条に基づき環境教育型認定又は総合認定を受けた藤枝市認定ビオトープの管理団体等とする。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業の実施に直接要する経費のうち、次に掲げるものとする。

⑴　苗木、草花、種子その他生物の生息又は生育環境の整備に要する資材費

⑵　木材、土壌、石材その他ビオトープの整備に要する資材費

⑶　看板、案内板その他ビオトープの普及啓発に要する資材費

⑷　環境学習、体験活動その他環境教育の実施に要する消耗品費及び教材費

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費以内とし、次の各号に掲げる区分ごとに１万円を上限とする。

⑴　生物保全型認定に係る事業

⑵　環境教育型認定に係る事業

２　同一年度における補助金の交付は、前項各号に掲げる区分ごとに１回を限度とする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を開始する前までに、補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　補助事業に要する費用がわかる書類

⑵　その他市長が必要と認める書類

２　総合認定を受けた藤枝市認定ビオトープの管理団体等が前条第１項に掲げる複数の区分を一括して申請するときは、区分ごとの事業内容及び補助対象経費を明確にしなければならない。

（交付決定）

第８条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第２号様式）により通知する。

（交付の条件）

第９条　交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

⑴　補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の 20 パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りでない。

⑵　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

⑶　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

⑷　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、５年間保管しなければならないこと。

⑸　補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難と

なった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

（変更承認）

第１０条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第４号様式）により通知する。

（実績報告）

第１１条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して３０日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

⑴　領収書の写し

⑵　事業実施状況が確認できる写真

⑶　その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第１２条　市長は、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（請求）

第１３条　前条の通知を受けた者は、当該通知を受領した日から起算して１０日を経過した日までに振込先口座を確認できる書類を添えて請求書（第７号様式）を提出しなければならない。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。